

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		令和元年度								令和2年度	
1	件数	8件								2件	
2	虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	療養介護	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	障害者支援施設	生活介護	重度訪問介護	施設入所支援	就労継続支援B型	生活介護
4	虐待を行った従業員等の職種	看護師	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	ヘルパー	生活支援員	職業指導員	生活支援員
5	虐待に対して採った措置	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。調査継続中。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による行政指導あり。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和元年度	令和2年度
相談・通報件数	59	91

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		令和3年度						令和4年度				
1	件数	6件						10件				
2	虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	性的、心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待、放棄、放置	身体的虐待	身体、心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	生活介護	療養介護	グループホーム	グループホーム	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援A型	グループホーム	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	生活支援員	看護職員	生活支援員	管理者	管理者	職業指導員	サービス管理責任者	設置者・経営者	管理者	管理者
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。中核市による指導。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和3年度	4年度
相談・通報件数	75	97

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		令和4年度				
1	件数	10件				
2	虐待の種別	身体的虐待	経済的虐待	身体的、心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	重度訪問介護	グループホーム
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	生活支援員	生活支援員	その他従事者	世話人
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和4年度
相談・通報件数	97